岩手県告示第517号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２の７第２項の規定により、地方税共同機構に特定収納事務を次のとおり行わせることとした。

令和８年９月24日

岩手県知事　達　増　拓　也

１　特定収納事務に係る特定歳入等

（１）　一般会計及び特別会計（岩手県国民健康保険特別会計及び岩手県港湾整備事業特別会計を除く。）の歳入のうち次に掲げるもの

ア　分担金及び負担金

イ　使用料及び手数料（岩手県収入証紙条例（昭和39年岩手県条例第39号）別表に掲げる使用料及び手数料並びに県営住宅及び県営特定公共賃貸住宅の家賃、敷金及び駐車場利用料（県営住宅にあっては、社会福祉法人等に係るものを除く。）を除く。）

ウ　財産収入

エ　寄附金

オ　諸収入（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第36条第２項に規定する福祉資金貸付金の償還金を除く。）

（２）　歳入歳出外現金

２　特定収納事務を行わせることとした日　令和８年９月24日